

- ・ 対策地区（約3,800ha）において、老朽住宅の除却等に対する補助を実施
＜都市計画道路の整備の推進＞（17億5,100万円）
- ・ 優先地区（約1,300ha）において、延焼遮断や救助・消防活動及び避難の空間確保を行うため、防災骨格の形成に資する道路など、都市計画道路の整備を推進

(2) ウィズコロナにおける対策と大阪の再生—市民サービスの充実（区施策の展開）

「区の特性或地域の実情に即した施策の展開」

区長の権限と責任による区の特性或地域の実情に即した総合的な施策を引き続き展開

区長（区CM）編成にかかる予算 274億2,200万円

➤ 区長自由経費（注） 106億4,000万円

➤ 区CM自由経費（注） 167億8,200万円

（注）区長自由経費 区長に事業における指揮監督権があり、予算決定において裁量がある経費（区予算）

区CM自由経費 予算自体は局に帰属するが、区CMにおいて予算編成した事業に係る経費（局予算）

上記経費のうち、区長（区CM）編成にかかる予算事業の例－防災・減災関連

(1) 大正区 地域防災対策事業（R 3 700万円、R 2 600万円）

地区防災計画の策定や同計画に定められた体制構築の支援、初期初動段階における避難方法等を区民へ周知するための防災リーフレット（小学校区域ごと）を作成・配布による地域防災機能の充実

(2) 西淀川区 地域防災事業（R 3 800万円、R 2 500万円）

西淀川区の歴史や地勢特性より、区政会議や区民アンケートの意見等でも防災への関心が非常に高いことから、学校や企業等とのより一層の連携により地域力を高め、全地域一斉の防災訓練を拡充し継続するほか、感染症対策についても備蓄物資の充実を図るなど、区としての地域防災力の強化を推進

(3) 淀川区 地域における安全・安心事業

（R 3 1,400万円、R 2 1,600万円）（注）

（注）上記の予算の内、防災に関する予算はR 3 1,000万円、R 2 800万円

自助・共助・公助の役割分担による減災推進の取組を促進することにより、区民の防災意識や地域防災力の向上を図るとともに、次代を担う若年層を中心とした防災啓発を実施

(4) 城東区 地域防災対策事業及び地域安全防犯対策事業

(R 3 1,700万円、R 2 3,200万円) (注)

(注) 上記の予算の内、地域防災対策事業に係る予算はR 3 800万円、R 2 2,500万円

- ・ 防災訓練や防災マップ作成などの地域防災活動支援、避難所備蓄物資の充実など地域防災力向上にむけた取組
- ・ 防災啓発事業等による、区民一人ひとりの防災意識の向上
- ・ 地域及び警察と連携・協働し、街頭犯罪の減少に向けた啓発を実施することによる区民防犯意識の醸成

(5) 鶴見区 防災資機材の充実等災害に強いまちづくり (防災事業)

(R 3 1,100万円、R 2 800万円)

避難所 (小学校) において災害情報を提供するためのテレビ受信設備の計画的整備、コロナ禍での避難所間仕切のため療養スペース用テントの購入、職員用防災マニュアルの充実及び研修の実施など、区防災力の向上のための取組

(6) 住吉区 災害に備えた自助・共助・公助の対策事業 (R 3 700万円、R 2 800万円)

- ・ 災害時避難所における新型コロナウイルスの感染を防止するため、備蓄物資の拡充及び地域・学校と連携した区総合防災訓練の実施
- ・ 水害をはじめとするあらゆる災害時に区民が命を守る行動が確実に取れるよう全戸にリーフレット (保存版) を配布

(7) 平野区 災害に強いまちづくり推進事業 (R 3 800万円、R 2 800万円)

- ・ 地域防災リーダーを中心に地域と連携し地域防災力を強化
- ・ 区災害対策本部の運用の最適化および災害時避難所の感染症対策の実施

3 大阪市地域防災アクションプランVer. 2. 0に関する予算

監査対象部局に対して、大阪市地域防災アクションプランVer. 2. 0を実行するための予算の提出を求め、併せて公表されている予算説明などを確認し、アクションプランとの対応について検討した。

また、アクションプランのうち、個別事業として予算化されていないものを集約し、他部局と連携して実施するものについては、該当部局の役割を明確にするため説明を加えている。

なお、以下の個別のアクションプランは「A P〇ー〇」として特定する。「ー」の前はアクションNo、「ー」の後は大阪市地域防災アクションプランVer. 2. 0で定められた各アクションの目標を指す。

(1) 危機管理室

危機管理室から提出されたアクションプランを実行するための令和3年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNoー枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	危機管理体制の充実	該当なし	31,708	0	0	31,708
2	阿倍野防災拠点の運営	1ー1	24,334	0	8,000	16,334
3	災害対策用職員住宅	該当なし	57,750	0	0	57,750
4	危機管理総合情報システム運用	該当なし	95,999	0	0	95,999
5	防災行政無線運用	該当なし	110,056	0	0	110,056
6	衛星携帯電話の運用	該当なし	1,560	0	0	1,560
7	防災アプリの運用	28ー2	1,551	0	0	1,551
8	危機管理訓練	3ー2	9,968	0	0	9,968
9	水害ハザードマップを活用した防災知識の周知・啓発事業	28ー2	77,859	13,348	0	64,511
10	津波による浸水区域外における災害時避難所等の確保に向けた区連携事業	該当なし	5,001	0	0	5,001
11	市民・事業者等への防災・減災の情報発信	28ー2	4,004	0	0	4,004
12	水害ハザードマップの作成	28ー2	1,109	554	0	555
13	防災会議関係費	該当なし	15,554	0	0	15,554
14	国民保護協議会等関係費	該当なし	491	0	0	491
15	災害救助物資の備蓄	該当なし	279,175	0	0	279,175
16	地域防災力向上アドバイザー事業	9ー2、3	49,920	0	0	49,920
17	ターミナル駅周辺（エリア別）対策への支援	25ー1	13,809	0	0	13,809
18	災害援護資金貸付金収納管理事業	該当なし	5,677	0	0	5,677
19	小災害対策等	1ー1	20,588	58	0	20,530
20	要配慮者利用施設の避難確保計画作成等促進事業	11ー1	23,335	0	0	23,335
21	危機管理室運営事務費	該当なし	7,473	0	0	7,473
22	災害時避難所となる中学校体育館への空調機設置	8ー1	4,298,247	0	4,288,000	10,247
23	危機管理総合情報システム開発	2ー1	485,570	0	433,000	52,570
24	防災行政無線設備等整備	該当なし	14,383	0	0	14,383
25	広域避難場所案内板の整備	該当なし	3,495	0	0	3,495
26	津波避難施設指定に係る表示板設置	該当なし	2,378	0	0	2,378
27	災害時避難所表示板の整備	該当なし	1,163	0	0	1,163
28	学校等の避難場所誘導・周知事業	該当なし	2,390	0	0	2,390
29	災害時避難所の非常用電源等の確保	該当なし	25,244	0	0	25,244
	合計		5,669,791	13,960	4,729,000	926,831

上表の事業予算29のうち、12の事業については、単独あるいは複数のアクションプランとの対応関係が認められたが、それ以外は対応関係が明確ではなかった（上表「アクションNoー枝番」欄「該当なし」参照）。

そのため、アクションプランが適切に実行されているのか、あるいは、実行されていたとしても当該アクションプランが効率的・効果的に進められているのかについて検討することができなかった。

危機管理室が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、提出された予算との対応が確認できなかったもの、あるいは、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	2	受援体制の整備	危機管理室
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
7	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	2	福祉避難所開設運営マニュアルの改訂周知による平時からの要配慮者の支援体制の整備	①全区 ②危機管理室、福祉局、健康局
10	「避難行動要支援者」支援の充実	1	全地域に避難行動要支援者名簿が存在する状況の実現	①全区 ②危機管理室
		2	避難行動要支援者への避難支援体制の整備	①福祉局 ②危機管理室
		3	自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進	①全区 ②危機管理室
		4	避難行動要支援者に対する情報発信体制整備	①全区 ②危機管理室 ③福祉局
11	要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援	2	全ての対象施設が実効性のある防災研修等と訓練を行い、地区の訓練や防災計画等にも参画する状況の実現	危機管理室
13	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	1	災害時における広報活動体制の整備・広報内容や発信機会の充実	政策企画室、危機管理室、ICT戦略室
23	的確な避難勧告等の判断・伝達	1	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、浸水想定区域図、設定水位を確認するなど、避難勧告等の発令基準や対象区域の確認・改善	危機管理室
25	帰宅困難者対策の確立	2	ターミナル駅周辺の企業・事業所等に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援を求めるなど、帰宅困難者を支援できる環境づくりの検討	危機管理室、該当区
		3	検証に基づく、帰宅困難者対策計画・マニュアルの改訂	危機管理室
26	災害時の外国人への情報提供等	3	来阪外国人旅行者に対し、災害発生から帰国までの間の一時的な滞在場所として宿泊施設の利用を可能とする宿泊施設との協力関係を構築	経済戦略局、危機管理室
28	防災意識の啓発	1	防災イベントや防災訓練（避難訓練等）、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施	全区、危機管理室
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属
45	遺体の適切な取扱	1	遺体の適切な取扱マニュアルの確認・改善	危機管理室
		3	関係機関等との協力・連携体制の確認・改善	①環境局 ②危機管理室 ③全区
48	被災者の住宅確保に向けた体制の整備	1	応急仮設住宅の提供に関する体制の確認・改善	危機管理室、都市整備局
50	復興計画策定マニュアルの作成	1	災害の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画の策定に向けたマニュアルの作成	危機管理室

上表のうち、複数の部局との連携が想定される場合の危機管理室の役割は以下のとおりである。

A P 7－2 については、危機管理室、福祉局及び健康局が連携し、「福祉避難所に関するマニュアルの見直し」を行っている。

A P 10－1 から 4 については、危機管理室が取組所属として、「避難行動要支援者名簿の定期更新」、「大阪市災害対策本部要援護者支援班の立ち上げ及び調整体制の整備」、「自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進に係る参加促進」及び「要配慮者施設・地下施設メール配信システムの活用に係るメール配信システムの配信」を行なっている。

A P 13－1 については、政策企画室、危機管理室及び I C T 戦略室が連携し、「広報活動体制について確認」を行なっている。

A P 26－3 については、経済戦略局及び危機管理室が連携し、「宿泊施設等に対し、

災害時の旅行者受け入れ等の協定の締結を働きかける」を行なっている。

A P 45－3 については、危機管理室が取組所属として、「市関係局室とのマニュアルに関する会議及び各企業等への協力依頼等」を行なっている。

A P 48については、危機管理室及び都市整備局が連携し、「建設可能な用地の選定を行うための体制整備」を行っている。

(2) 政策企画室

政策企画室に対し、アクションプランを実行するための令和3年度予算について提示を求めたところ、個別対応する具体的な事業はないとの説明を受けた。

なお、政策企画室が取組所属として実行すべきアクションプランは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
13	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	1	災害時における広報活動体制の整備・広報内容や発信機会の充実	政策企画室、危機管理室、ICT戦略室
		2	平時からの各種報道機関等との連携体制の確認・改善	政策企画室
		3	市民等に対し、自らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々な人に迅速・的確に情報が伝わるように努める	政策企画室
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属

A P 13－1 については、政策企画室、危機管理室及びICT戦略室が連携し、「広報活動体制について確認」を行なっている。

(3) 市民局

市民局から提出されたアクションプランを実行するための令和3年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNo－枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	防災関連用品購入費（消耗品費）	1、3、29	548	0	0	548

市民局が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
9	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	2	地域防災における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進	①全区、危機管理室 ②市民局
14	災害ボランティアの充実と連携強化	2	社会福祉協議会など関係団体との協力体制の確認・改善	危機管理室、市民局
20	生活再建、事業再開のための措置	1	義援金の受領、保管及び配分体制の確認・改善	①市民局 ②会計室 ③全区
		2	「大阪市災害義援金配分委員会要綱」の作成	市民局
21	市設建築物の応急対策	1	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新	該当所属
		2	建物の安全確認に関する訓練等の実施	該当所属
46	被災者の要望対応に向けた体制の整備	1	被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善	①経済戦略局、都市整備局、建設局、大阪港湾局 ②市民局 ③環境局

上表のうち、複数の部局との連携が想定される場合の市民局の役割は以下のとおりである。

A P 9－2については、男女共同参画センターによる地域出前セミナー（24区）「女性と防災・減災セミナー」を実施している。

A P 14－2については、危機管理室及び市民局が連携し、「市社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター開設訓練の実施」及び「各種関係団体との協力体制について確認」を行なっている。

A P 20－1については、義援金の受領、保管及び配分体制の確認・改善に関する「マニュアルの更新」を行なっている。

A P 46については、「専門相談所を必要に応じて設置できる体制づくりのためのマニュアル作成」及び「臨時相談所を必要に応じて設置するための体制の確認」である。

(4) 健康局

健康局から提出されたアクションプランを実行するための令和3年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNo－枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	災害救助対策用保健医療活動体制整備事業	4－1、5－1、6－1	1,358	0	0	1,358

健康局が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
7	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	2	福祉避難所開設運営マニュアルの改訂周知による平時からの要配慮者の支援体制の整備	①全区 ②危機管理室、福祉局、健康局
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属
42	被災地域の食品衛生監視活動の実施	1	災害時、避難所等で食事の提供を行うことが想定される社会福祉施設等の施設管理者や調理実務者に対する、食品の衛生的な取り扱いについての指導	健康局
43	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	1	感染症等の予防に関するマニュアル類の確認・改善	健康局
		2	感染症等の予防に関する訓練・研修及び知識の普及啓発の実施	健康局
		3	必要な薬資材備蓄状況の確認・改善	健康局
44	愛護動物の救護	1	愛護動物の保護体制について、近隣自治体及び関係団体と協力関係を構築	健康局
		2	大型犬や特定動物（人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）逸走時の対応整備	健康局

上表のうち、A P 7－2については、危機管理室、福祉局及び健康局が連携し、「福祉避難所に関するマニュアルの見直し」を行なっている。

(5) 経済戦略局

経済戦略局から提出されたアクションプランを実行するための令和3年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNo－枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	大阪国際交流センター事業交付金	26－1、46－1	114,580	21,226	0	93,354
2	観光案内表示板機能強化事業	26－2	105	0	0	105
3	都市農業振興事業	38－1	297	0	0	297
	合計		114,982	21,226	0	93,756

(注) A P 3 の予算のうち、防災関係（防災協力農地登録事業）297千円を記載

経済戦略局が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
15	市設建築物の耐震化の推進	1	大阪市耐震改修促進計画（H28.3）に基づき、市設建築物の耐震対策（特定天井脱落対策を含む）の実施	該当所属
21	市設建築物の応急対策	1	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新	該当所属
		2	建物の安全確認に関する訓練等の実施	該当所属
26	災害時の外国人への情報提供等	3	来阪外国人旅行者に対し、災害発生から帰国までの間の一時的な滞在場所として宿泊施設の利用を可能とする宿泊施設との協力関係を構築	経済戦略局、危機管理室
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属

上表のうち、A P 26－3 については、経済戦略局及び危機管理室が連携し「宿泊施設等に対し、災害時の旅行者受け入れ等の協定の締結を働きかける」ことを行なっている。

(6) 環境局

環境局に対し、アクションプランを実行するための令和3年度予算について提示を求めたところ、個別対応する具体的な事業はないとの説明を受けた。

なお、環境局が取組所属として実行すべきアクションプランは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
21	市設建築物の応急対策	1	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新	該当所属
		2	建物の安全確認に関する訓練等の実施	該当所属
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属
45	遺体の適切な取扱い	3	関係機関等との協力・連携体制の確認・改善	①環境局 ②危機管理室 ③全区
46	被災者の要望対応に向けた体制の整備	1	被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善	①経済戦略局、都市整備局、建設局、大阪港湾局 ②市民局 ③環境局

上表のうち、複数の部局との連携が想定される場合の環境局の役割は以下のとおりである。

A P 45－3 は「（一社）大阪市規格葬儀協会と定期的に意見交換を実施し、防災関係の問題点等を再考」するものである。

A P 46は「業務実務マニュアルに記載している内容の見直しの必要性について定期的に検討」するものである。

(7) 都市整備局

都市整備局から提出されたアクションプランを実行するための令和3年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNo-枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	戸建住宅等の耐震化の促進	31-1	236,568	120,725	0	115,843
2	マンションの耐震化の促進	31-1	48,510	30,600	0	17,910
3	生野区南部地区整備事業	37-3	772,832	466,254	289,000	17,578
4	密集住宅市街地重点整備事業	37-3	93,684	93,684	0	0
5	民間老朽住宅建替支援事業	37-3	170,002	77,615	0	92,387
6	地域連携向上による防災力向上支援事業	37-3	13,802	6,388	0	7,414
7	三国東地区土地区画整理事業	37-4	1,819,623	1,158,076	587,000	74,547
8	淡路駅周辺地区土地区画整理事業	37-4	148,220	29,236	51,000	67,984
9	市有地を有効活用するまちリノベーション事業～区局連携による個人施行(市)の小規模な土地区画整理事業～	51-2	119,133	110,926	0	8,207
	合計		3,422,374	2,093,504	927,000	401,870

都市整備局が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属
46	被災者の要望対応に向けた体制の整備	1	被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善	①経済戦略局、都市整備局、建設局、大阪港湾局 ②市民局 ③環境局
47	住宅関連情報の提供体制の整備	1	住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の確認・改善	都市整備局
		2	市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の確認・改善	都市整備局
48	被災者の住宅確保に向けた体制の整備	1	応急仮設住宅の提供に関する体制の確認・改善	危機管理室、都市整備局
49	建築物の応急危険度判定体制の整備	1	震災時における応急危険度判定活動における体制の確認・改善	都市整備局、都市計画局
46	被災者の要望対応に向けた体制の整備	1	被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善	①経済戦略局、都市整備局、建設局、大阪港湾局 ②市民局 ③環境局

上表のうち、複数の部局との連携が想定される場合の都市整備局の役割は以下のとおりである。

A P 46については、経済戦略局、都市整備局、建設局及び大阪港湾局が連携し、「専門相談所を必要に応じて設置するための体制の確認」を行うものである。

A P 48については、危機管理室及び都市整備局が連携し「建設可能な用地の選定を行うための体制整備」を行っている。

A P 49については都市整備局及び都市計画局が連携し「応急危険度判定活動体制の確認」を行なっている。

(8) 建設局

建設局から提出されたアクションプランを実行するための令和３年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNo-枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	都市基幹公園整備事業(正連寺川公園)	12- 2	27,148	0	0	27,148
2	住区基幹公園整備事業・改修	12- 2	633,339	253,000	0	380,339
3	住区基幹公園整備事業・新設	12- 2	187,070	175,170	0	11,900
4	道路改築事業	12- 3、16- 1、37- 1	6,245,216	3,323,158	2,415,000	507,058
5	電柱類地中化事業	12- 3、16- 1、37- 1	159,000	56,163	92,000	10,837
6	密集市街地における防災減災対策の推進に資する都市計画道路の整備	12- 3、16- 1、37- 1	701,500	370,350	331,150	0
7	連続立体交差事業	12- 3、16- 1、37- 1	11,409,000	6,242,500	4,651,000	515,500
8	橋梁の耐震対策	12- 4、16- 2	567,588	283,250	162,000	122,338
9	幹線・電線共同溝整備	12- 5、16- 3	303,600	210,600	32,000	61,000
10	緊急交通路の無電柱化（幹線・電線共同溝整備）	12- 5、16- 3	1,816,000	972,000	759,000	85,000
11	緊急交通路の無電柱化（電柱類地中化事業・道路改築事業）	16- 3	117,000	55,090	56,000	5,910
12	建設改良費（下水道事業部）	16- 4、32、 36	51,264,905	20,786,163	30,478,742	0
13	道路施設維持補修	22	1,813,027	111,296	1,244,000	457,731
14	道路施設維持補修（法定点検）	22	89,500	28,875	0	60,625
15	地下空間の防災減災対策（大阪駅前地下道東広場）	22	1,352,000	725,000	627,000	0
16	福町十三線立体交差事業	30	499,000	272,250	226,750	0
17	南海トラフ巨大地震・津波に伴う河川施設の耐震対策事業	30	3,637,040	1,221,500	2,399,540	16,000
18	道路区域境界線座標管理	51	230,000	6,750	0	223,250
	合計		81,051,933	35,093,115	43,474,182	2,484,636

建設局が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
15	市設建築物の耐震化の推進	1	大阪市耐震改修促進計画（H28.3）に基づき、市設建築物の耐震対策（特定天井脱落対策を含む）の実施	該当所属
18	迅速な道路啓開の実施	1	関係機関と連携した道路啓開訓練の実施による道路啓開体制等の確認・改善	建設局
21	市設建築物の応急対策	1	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新	該当所属
		2	建物の安全確認に関する訓練等の実施	該当所属
24	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	1	水防事務組合の高齢化、充足率を踏まえた水防団員募集への協力	建設局、該当区
		2	水防活動の拠点となる施設の整備や水防資機材の充実などにむけた協力体制の確認・改善	建設局
		3	水防事務組合が実施する水防訓練・防潮扉閉鎖訓練等への参加	建設局、該当区
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属
34	上水道施設被災時における消防用水の確保	2	下水処理場における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備	建設局
35	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	2	下水処理場における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備	建設局
37	密集住宅市街地等の防災性向上	2	優先地区における避難場所となる都市公園の整備	建設局
39	長期湛水の早期解消	1	防潮堤の破堤箇所からの溢水による長期湛水に関する復旧策、対応手順の確認・改善	建設局
46	被災者の要望対応に向けた体制の整備	1	被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善	①経済戦略局、都市整備局、建設局、大阪港湾局 ②市民局 ③環境局

上表のうち、他所属との連携が想定される場合の建設局の役割は以下のとおりである。

A P 24－1 及び 3 についてはそれぞれ区と連携するものであり、取組内容は「募集啓発の実施」及び「水防事務組合が実施する水防訓練・防潮扉閉鎖訓練等への参加」となっている。

A P 46については、経済戦略局、都市整備局、建設局及び大阪港湾局が連携し、「専門相談所を必要に応じて設置するための体制の確認」を行なっている。

(9) 大阪港湾局

大阪港湾局から提出されたアクションプランを実行するための令和3年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNo-枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	新木津川大橋耐震改良事業	16- 2	660,000	330,000	297,000	33,000
2	夢洲C12岸壁延伸	19	1,800,000	0	1,620,000	180,000
3	南海トラフ巨大地震に対する海岸堤防等の耐震対策	30	2,482,420	996,950	1,352,000	133,470
4	平成30年台風第21号を踏まえた埋立地における浸水対策（伊勢湾台風級）	33	722,700	0	722,000	700
5	夢洲GH護岸改良事業	33	516,000	0	516,000	0
	合計		6,181,120	1,326,950	4,507,000	347,170

大阪港湾局が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
21	市設建築物の応急対策	1	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新	該当所属
		2	建物の安全確認に関する訓練等の実施	該当所属
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属
46	被災者の要望対応に向けた体制の整備	1	被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善	①経済戦略局、都市整備局、建設局、大阪港湾局 ②市民局 ③環境局

上表のうち、A P 46については、経済戦略局、都市整備局、建設局及び大阪港湾局が連携し、「専門相談所を必要に応じて設置するための体制の確認」を行なっている。

(10) 消防局

消防局から提出されたアクションプランを実行するための令和3年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNo-枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	貯水槽耐震化整備事業	34- 1	109,459	0	0	109,459

消防局が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
9	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	1	地域防災リーダーを育成するための研修等の実施	①全区 ②消防局
21	市設建築物の応急対策	1	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新	該当所属
		2	建物の安全確認に関する訓練等の実施	該当所属
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属
40	緊急消防援助隊等の受け入れ体制の整備	1	「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」の確認・改善	消防局
41	消防活動体制の充実	1	関係機関との協力体制強化に向けた連携訓練の実施	消防局

上表のうち、A P 9－1 については、「地域防災リーダー指導者講習会の実施」を行うものである。

(11) 水道局

水道局から提出されたアクションプランを実行するための令和3年度予算は以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切り捨て)

No	事業名	アクションNo－枝番	予算額	財源内訳		
				特定財源	起債	一般財源
1	管路耐震化促進・緊急10か年計画	17－2、3	10,954,933	0	10,954,933	0
2	浄配水施設基盤強化計画	17－1、4、6	13,968,496	0	13,579,251	389,245
	合計		24,923,429	0	24,534,184	389,245

水道局が取組所属として実行すべきアクションプランのうち、個別に予算化されていないものは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
17	水道施設の耐震化等の推進	5	災害時における安定した電力の確保	水道局
21	市設建築物の応急対策	1	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新	該当所属
		2	建物の安全確認に関する訓練等の実施	該当所属
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属
35	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	1	災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保のため、応急給水用資器材・応急復旧用資器材の備蓄を行うとともに、民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する枠組みの確認・検証	水道局

(12) 教育委員会事務局

教育委員会事務局に対し、アクションプランを実行するための令和3年度予算につ

いて提示を求めたところ、個別対応する具体的な事業はないとの説明を受けた。

なお、教育委員会事務局が取組所属として実行すべきアクションプランは以下のとおりである。

No	アクション名	枝番	目標	取組所属
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	1	業務継続体制並びに復旧体制の整備	全所属
		2	受援体制の整備	危機管理室
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	1	職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施	全所属
		2	防災関係機関との連携した訓練の実施	全所属
21	市設建築物の応急対策	1	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新	該当所属
		2	建物の安全確認に関する訓練等の実施	該当所属
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	1	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し	全所属

(13) 区

公表されている各区の予算を確認したところ、区ではそれぞれの地域の特性を踏まえた取り組みがされており、アクションプランはその一環で対応されていると推察される。

各区の予算編成の考え方により事業として括られる経費の範囲は異なるが、事業概要などを参考に防災関連予算として明確に区分されているものを対象に、防災関連事業に関する予算を集約した。集約の対象とした事業は「事業名」欄に記載している。

(単位：千円)

区役所	元年度当初	2年度予算	3年度予算	事業名
北区	6,655	7,402	8,737	地域安全安心対策事業のうち、「防災対策事業」
都島区	5,020	6,890	4,577	防災活動の強化・推進事業
福島区	4,193	3,247	2,924	地域防災対策事業
此花区	5,846	3,068	2,162	此花区防災力強化事業
中央区	2,476	2,451	2,328	防災関係事業
西区	4,123	5,920	7,911	防災対策事業
港区	3,365	2,361	2,738	防災対策事業
大正区	7,294	6,408	7,246	地域防災対策事業
天王寺	5,374	8,271	3,991	総合防災対策事業
浪速区	3,609	3,982	13,572	災害対策事業
西淀川区	5,086	5,490	7,792	安全なまちづくりの推進のうち、「地域防災事業」
淀川区	7,979	7,787	10,258	地域における安全・安心事業のうち、「災害対策経費」及び「帰宅困難者対策経費」
東淀川区	3,505	5,071	3,090	防災力の向上
東成区	6,993	6,495	8,048	地域防災対策事業
生野区	4,011	4,447	5,800	地域自主防災活動支援事業、区防災対策事務費
旭区	10,714	9,958	8,019	防災教育プログラム「旭区防災マスター」育成事業、地域防災事業
城東区	8,841	25,327	8,565	地域防災対策事業
鶴見区	7,475	7,939	10,812	防災資機材の充実等災害に強いまちづくり（防災事業）
阿倍野区	5,521	5,409	4,393	区防災事業
住之江区	6,190	6,205	6,386	防災力の向上
住吉区	6,205	9,971	9,509	災害に備えた自助・共助・公助の対策事業、災害時要援護者管理システム運用事業
東住吉区	3,287	3,218	3,216	防災力向上事業
平野区	6,456	8,326	8,260	災害に強いまちづくり推進事業
西成区	5,617	5,952	4,012	地域防災活動事業
合計	135,835	161,595	154,346	

第3章 防災事業における各部局の役割

第3部にて、大阪市地域防災アクションプランを中心とした防災に関する事務事業の執行につき、監査の結果として各所属に宛てて「指摘」と「意見」を述べるが、その前提として、防災事業における各部局の役割を概観する。

第1 危機管理室

危機管理室は、大規模な自然災害や危機事態から市民の生命、身体、財産を守ること为目标としており、大阪市の防災行政の中核を担う部局といえる。平時においては、区役所・局室、市民・事業者、その他関係機関との連携を深めつつ、市全体としての防災・減災力、危機管理対応力の強化向上に努めることを事務事業の中心とし、発災時には、災害対策本部等の中核的な役割を担いながら市長を補佐し、その判断を適切に支援することを役割とする。

監査対象である令和3年度においては、重点的に取り組む主な経営課題としては、「自助・共助・公助による防災・減災の推進（経営課題1）」及び「危機管理体制の整備・

強化（経営課題２）」が掲げられている。具体的取組としては、経営課題１に関連して、非常用電源の確保（25百万円）、地域防災力向上アドバイザーによる自主防災活動の支援（50百万円）、帰宅困難者対策の推進、要配慮者利用施設の避難確保計画等促進等が実施され、経営課題２に関連して、ＩＣＴを活用した防災情報システムの再構築、総合防災訓練や震災総合訓練などの訓練・研修、災害救助物資の供給体制の拡充等が実施されている。

大阪市域における災害予防、災害応急対策等に関する事項を定めた大阪市地域防災計画においては、「災害対策の総合調整に関すること」、「情報の収集及び伝達に関すること」、「各部、各区本部との連絡に関すること」、「他の所管に属しないこと」等が危機管理室の分掌事務として定められている。

大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプランVer.2.0との関係では、51の必須アクションのうち、「業務継続体制及び災害復旧体制の整備（ＡＰ１）」や「災害情報の収集・分析・共有・伝達能力の強化（ＡＰ２）」を含め、30のアクションプランにおいて主担当とされている。

第２ 政策企画室

政策企画室は、令和３年度においては、豊かな大阪の実現のためのトップマネジメントの補佐、そして、市民との情報共有と信頼の確保を図るための情報発信の推進を目標としており、重点的に取り組む主な経営課題として、「全庁的な政策推進」と「市民との情報共有と信頼の確保」を掲げている。

大阪市地域防災計画においては、「大阪市災害対策本部の本部長・副本部長の秘書に関すること」、「国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること」、「災害に関する広報（緊急情報以外の一般情報）に関すること」、「報道機関との連絡調整に関すること」、「広聴活動に関すること」等が政策企画室の分掌事務として定められ、大阪市地域防災アクションプランVer.2.0では、「災害時の市民等への広報体制の整備・充実（ＡＰ13）」の主担当とされている。

第３ 市民局

市民局は、消費生活の安全や街頭犯罪の抑制など市民生活の安全・安心の確保に関する事項や、男女共同参画や多文化共生社会づくり等人権尊重の理念の普及その他人権施策の総合企画や市民活動や地域振興の推進に関する事項、区政運営のための仕組みが適正かつ円滑に運営されるよう各局・室及び区役所の指導・調整その他の支援に関する事項等を担っている。

監査対象である令和３年度においては、重点的に取り組む主な経営課題として、「誰もが自分らしく暮らせるまちづくり（経営課題１）」、「女性の活躍推進（経営課題２）」、「地域における安全・安心の確保（経営課題３）」、「高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保（経営課題４）」、「多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進に向けた支援（経営課題５）」を掲げている。経営課題にかかる具体的取組としては、いずれもアクションプランに直接的に関連づけられるものではないが、経営課題１に関して「多文化共生施策の推進」、経営課題２に関して「女性就労支援事業」（予算額103百万円）、経営課題３に関して「犯罪抑止環境の維持改善」（予算額33百万円）、経営課題４に関して「高齢者を対象とした消費者被害の未然防止のための教育」（予算額0.3百万円）、経営課題５に関して「市民活動支援策の活動促進」（予算額43百万円）が実施されている。

防災事業における役割としては、大阪市地域防災計画において、「ボランティアの調整に関すること」、「義援金品の受領、保管及び配分に関すること」、「配送班に関すること」、「生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関すること」等が市民局の分掌事務として定められている。

また、大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプランVer.2.0との関係では、51の必須アクションのうち、「災害ボランティアの充実と連携

強化（ＡＰ14）」につき危機管理室とともに主担当とされており、それ以外にも「地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（ＡＰ９）」、「生活再建、事業再開のための措置（ＡＰ20）」等の８のアクションプランにおいて取組所属とされている。

第４ 健康局

健康局は、全ての市民がすこやかでこころ豊かに安心して生活を送ることができるよう、健康危機から市民を守るとともに、市民の健康意識を高め主体的に健康づくりに取り組める環境づくりの支援、環境衛生及び食品衛生に関すること等、保健衛生に関する事項を担っている。

監査対象である令和３年度においては、重点的に取り組む主な経営課題として、「感染症予防対策の充実（経営課題１）」、「安全安心の生活衛生の確保（経営課題２）」、「健康づくりの取組（経営課題３）」、「こころの健康づくりの推進（経営課題４）」、「在宅医療・介護連携の推進（経営課題５）」を掲げている。

各経営課題にかかる具体的取組は、いずれも直接的にアクションプランに関連づけられるものではないが、経営課題１にかかる具体的取組として「新型コロナウイルス感染症対策の推進として相談からＰＣＲ検査受検までの期間短縮」（予算額31,125百万円）、経営課題２に関しては「大規模食品製造施設の衛生管理の向上」、経営課題３に関しては「がん検診受診者数向上策の推進」（予算額40百万円）、経営課題４に関しては「精神科病院長期入院者の地域生活移行支援の取組」（予算額２百万円）、経営課題５に関しては「他職種の関係者の連携体制構築に向けた取組への支援」（予算額189百万円）が実施された。

防災事業における役割としては、大阪市地域防災計画において、「医療救護に関すること」、「飲料水及び食品衛生に関すること」、「予防、防疫に関すること」、「医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること」等が健康局の分掌事務として定められている。

また、大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプランVer.2.0との関係では、51の必須アクションのうち、「災害時医療体制の整備（ＡＰ４）」、「医薬品、医療用資器材の確保（ＡＰ５）」、「被災者の巡回健康相談等の実施（ＡＰ６）」、「被災地域の食品衛生監視活動の実施（ＡＰ42）」、「被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（ＡＰ43）」、「愛護動物の救護（ＡＰ44）」の６つの主担当とされており、それ以外にも「福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実（ＡＰ７）」等の合計10のアクションプランにおいて取組所属とされている。

第５ 経済戦略局

経済戦略局は、令和３年度においては、日本の成長をけん引する東西二極の一極として、世界中から人・モノ・投資等を呼び込み、「持続的に経済成長する大阪」の実現を目指すことを目標とし、「将来にわたり持続的に成長する大阪経済の実現」を重点的に取り組む主な経営課題としている。したがって、防災行政との関係では、防災に関する企業との協力ないし支援、外国人支援の推進を主な役割としている。

大阪市地域防災計画においては、「救援物資の調達計画に関すること」、「スポーツ施設、文化施設の災害予防及び復旧に関すること」、「商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関すること」、「中小企業の災害復旧資金に関すること」、「観光客への支援に関すること」、「外国人に対する多言語による情報提供に関すること」などが経済戦略局の分掌事務として定められ、大阪市地域防災アクションプランVer.2.0では、「災害時の外国人への情報提供等（ＡＰ26）」、「延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間の整備・拡大（ＡＰ38）」の主担当とされている。

第６ 環境局

環境局は、環境の保全に関する事項、廃棄物の処理その他生活環境の清潔保持に関す

る事項、斎場及び霊園に関する事項等を担っている。

監査対象である令和３年度においては、重点的に取り組む主な経営課題として、「脱炭素社会・新たなエネルギー社会の構築（経営課題１）」、「循環型社会の形成（経営課題２）」、「快適な都市環境の確保・自然共生社会の実現（経営課題３）」を掲げている。経営課題にかかる具体的取組としては、いずれも直接的にアクションプランに関連するものではないが、経営課題１に関して、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づく帯水層蓄熱（地中熱）・水素をはじめとする新たなエネルギーの活用や技術の普及、市公共施設の省エネ化や『ＳＤＧｓの取組に関する国際協力』等の推進（総予算額１５５百万円）、経営課題２に関して、「新たなペットボトル回収・リサイクルシステム」の普及啓発の推進等（総予算額１５７百万円）、経営課題３に関して、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画の推進に向けたステークホルダー間の連携構築や大気汚染対策等（総予算額７百万円）を実施している。

防災事業における役割としては、大阪市地域防災計画において、「被災地における廃棄物等の処理に関すること（し尿を含む）」「火葬に関すること」等が環境局の分掌事務として定められている。

また、大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプラン Ver.2.0との関係では、51の必須アクションのうち、「遺体の適切な取扱（ＡＰ４５）」が危機管理室とともに主担当とされており、それ以外にも「市設建築物の応急対策（ＡＰ２１）」、「被災者の要望対応に向けた体制の整備（ＡＰ４６）」等の合計６つのアクションプランにおいて取組所属とされている。

第７ 都市整備局

都市整備局は、「地域との連携による魅力と活気のあふれるまちづくり」、「安全・安心に住み続けられる住まいづくり」、「持続可能で効率的な公共建築づくり」を目標及び重点的に取り組む主な経営課題として設定し、令和３年度の具体的な取組として、密集住宅市街地における不燃化の促進（１,０５５百万円）、個人施行等の土地区画整理事業の促進（１１９百万円）、民間住宅の耐震化の推進（２８５百万円）、市設建築物における予防保全型の維持管理及び安全確保の推進（－）、蓄積した技術・ノウハウを活かした市設建築物の適切かつ効率的な整備（４８３百万円）等をあげている。

大阪市地域防災計画においては、「本庁舎の応急修理に関すること」、「建築物の応急危険度判定活動に関すること」、「応急仮設住宅の供与に関すること」、「市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること」、「市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関すること」、「被災住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関すること」、「被災住宅に対する融資等に関すること」、「市施行の市街地再開発事業・土地区画整理事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関すること」等が都市整備局の分掌事務として定められている。

そして、大阪市地域防災アクションプラン Ver.2.0では、「市設建築物の耐震化の推進（ＡＰ１５）」のとりまとめを担うほか、「民間住宅・建築物等の耐震化の促進（ＡＰ３１）」、「密集住宅市街地等の防災性向上（ＡＰ３７）」、「住宅関連情報の提供体制の整備（ＡＰ４７）」、「被災者の住宅確保に向けた体制の整備（ＡＰ４８）」、「建築物の応急危険度判定体制の整備（ＡＰ４９）」、「災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進（ＡＰ５１）」の主担当とされている。

第８ 建設局

建設局は、道路・橋梁・河川・下水道・公園に関する都市基盤施設を適切に維持・管理し、既存施設を効果的・効率的に活用しつつ、震災・風水害などに備えた都市基盤施設の機能拡充を行う役割を担っている。

監査対象である令和３年度においては、重点的に取り組む主な経営課題として、「持続可能な都市を支える都市基盤施設の機能維持（経営課題１）」、「震災・風水害などに

備えた都市基盤施設の機能拡充（経営課題２）」「都市の成長（経営課題３）」を掲げており、経営課題１にかかる具体的取組として、既存の都市基盤施設の点検・調査、維持管理、改築・更新など（予算額71,189百万円）、経営課題２にかかる具体的取組として、建設局業務継続計画に関する訓練等の実施など（予算額230百万円）、既存の都市基盤施設の震災・風水害対策など（予算額36,561百万円）を実施している。

大阪市地域防災計画においては、「水防対策全般の企画、運営に関すること」、「堤防、道路、橋梁等の防災及び復旧に関すること」、「下水道施設の防災及び復旧に関すること」、「公園施設、街路樹の防災及び復旧に関すること」等が建設局の分掌事務として定められている。

大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプランVer.2.0との関係では、51の必須アクションのうち、「避難施設の確保及び防災空間の整備（ＡＰ12）」や「広域緊急交通路等の通行機能確保（ＡＰ16）」を含め、12のアクションプランにおいて主担当とされている。

第9 大阪港湾局

大阪港湾局は、大阪都市圏の物流を支えるための港湾機能の強化に資する施策を重点的に実施するとともに、港湾における防災・減災機能の充実と施設の適切な維持管理等を実施する役割を担っている。

監査対象である令和３年度においては、重点的に取り組む主な経営課題として、「港の国際競争力の強化（経営課題１）」、「災害に強く、安全で使いやすい港の実現（経営課題２）」、「臨海地域の活性化（経営課題３）」を掲げており、このうち、経営課題２にかかる具体的取組として、防潮堤の耐震・液状化対策工事（予算額2,592百万円）、主要橋梁等の南海トラフ巨大地震対策（予算額660百万円）、埋立地における浸水対策工事（予算額1,239百万円）、外郭・係留施設等10施設の更新・補修工事（予算額5,500百万円）等が実施されている。

大阪市地域防災計画においては、「港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること」、「救援船舶の受け入れ救援物資の海上輸送の協力に関すること」、「海務関係官庁との連絡調整に関すること」、「在港船舶対策及び港湾の流木に関すること」、「在港地帯の津波対策に関すること」等が大阪港湾局の分掌事務として定められている。

大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプランVer.2.0との関係では、「広域緊急交通路等の通行機能確保（ＡＰ16）」、「都市施設の防災機能の強化（ＡＰ19）」、「防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策の推進（ＡＰ30）」、「河川・港湾施設等の災害予防・応急対策（ＡＰ34）」において主担当とされている。

第10 消防局

消防局は、施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことで、市民に安全と安心を提供する役割を担っている。

監査対象である令和３年度においては、重点的に取り組む主な経営課題としては、「住宅火災の発生件数の低減及び被害の軽減（経営課題１）」、「市民等が利用する施設の安全・安心の確保（経営課題２）」、「救命の連鎖の強化による救命率の向上（経営課題３）」、「大規模災害への対応力の強化（経営課題４）」及び「発展する大阪にふさわしい消防組織の実現（経営課題５）」が掲げられている。主な具体的取組としては、経営課題１に関連して、「高齢社会に対応した防火対策の推進」（予算額１百万円）、経営課題２に関連して、「計画的な立入検査の実施と徹底した違反是正の推進」（予算額２百万円）、経営課題３に関連して「予防救急の推進」（予算額１百万円）、経営課題４に関連して、「青少年層に対する防火・防災研修の充実強化」（予算額２百万円）及び経営課題５に関連して「2025年大阪・関西万博に向けた消防拠点の整備」等が実施されている。

特に経営課題4に関しては、日常生活を脅かす火災や事故等の災害はもとより、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震や風水害等の大規模災害に対し、市民一人ひとりがこれに備え、発生時に的確に対応することができるよう、また、消防局が最大限にその役割を果たすことができるよう、自助・共助・公助における災害対応力が強化されている状態が目指すべき将来像であるとし、そのためには、大規模災害で想定される事態に即した消防の対応力の強化、被害想定を踏まえた危機意識の醸成、各区の特性・防災上の課題等に応じた地域主体の防火・防災訓練の推進、地域防災力向上の要となる指導者や次世代の防火・防災の担い手の育成等が必要であるとしている。

大阪市地域防災計画においては、「消防に関すること」、「災害による被害の軽減に関すること」、「被災者の救急救助に関すること」、「危険物等の処理に関すること」等が消防局の分掌事務として定められている。

大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプランVer.2.0との関係では、51の必須アクションのうち、主担当とされている「上水道施設被災時における消防用水の確保（A P 34）」、「緊急消防援助隊等の受け入れ体制の整備」（A P 40）」、「消防活動体制の充実（A P 41）」の3つのアクションプランのほか、「地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(A P 9)」等合計8つのアクションプランの取組所属となっている。

第11 水道局

水道局は、大都市・大阪の市民生活や社会経済活動に不可欠な水道水を供給する主体として、水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業等の健全な経営の確保、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成、広域連携の推進、官民連携の推進等を行うことにより、水道の基盤強化を図る役割を担っている。

監査対象である令和3年度においては、重点的に取り組む主な経営課題として、「安全な水の供給及び強靱な水道の実現に向けた取組（経営課題1）」、「水道の持続性の確保に向けた取組（経営課題2）」等を掲げ、経営課題1にかかる具体的取組として、管路耐震化の推進（10,955百万円）、浄配水施設基盤強化の推進（13,968百万円）、危機管理体制の一層の充実（24百万円）等が実施されている。

大阪市地域防災計画においては、「応急給水に関すること」「水道施設、工業用水道施設の防災及び復旧に関すること」等が水道局の分掌事務として定められている。

大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプランVer.2.0との関係では、「水道施設の耐震化等の推進（A P 17）」及び「水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水の確保（A P 35）」において主担当とされている。

第12 教育委員会事務局

教育委員会は、大学を除く大阪市立の学校、社会教育・生涯学習施設を管理し、学校教育、社会教育、文化財の保護などに関する事務を担当している。同委員会の決定に基づき具体的な事務の執行を教育委員会事務局が担っており、「大阪市教育振興基本計画」で示した基本的な目標を達成するために構築した仕組みや制度及び具体的な施策の成果を検証し、その結果を踏まえ学校園の取組を支援するものである。

このような役割を踏まえ、大阪市地域防災計画においては、教育委員会事務局の分掌事務として「児童生徒の避難誘導及び受入に関すること」、「児童生徒の被災状況の把握に関すること」、「被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること」、「学校、教育機関施設の防災及び復旧に関すること」、「避難所開設及び運営の協力に関すること」、「本部長の特命事項に関すること」を定めている。

また、大阪市地域防災計画に基づき策定された大阪市地域防災アクションプランVer.2.0との関係では、全所属あるいは関係所属のみが対象となっている必須アクションについて対応することとされている。

なお、教育委員会事務局では、監査対象年度である令和3年度運営方針を「子どもが

安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現（経営課題1）」、「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上（経営課題2）」、「施策を実現するための仕組みの推進（経営課題3）」とし、これらの課題に取り組むための事業について予算化しているが、大阪市地域防災アクションプランの実行は、教育委員会事務局の通常業務として位置付けられていることから、具体的な事業として予算化されてはいない。

第3部 監査の結果 ～大阪市地域防災アクションプランを中心に

第1章 個別のアクションに関するもの

第1【AP1 業務継続体制及び災害復旧体制の整備】

1 アクションプランの概要

No.	1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	主担当	危機管理室
事業概要	AP1は、災害時における各所属の業務継続計画（BCP）に関するものであり、2つの細目（枝番）により構成される。 AP1-1は、BCPの一環として、職員参集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、適切に運用すること、必要に応じてその検証を行うことを求める。BCP策定に当たっては、地域防災計画に定められた災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の継続を各所属で行えるよう、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うことが求められている。 AP1-2は、災害時の各部局の受援体制の整備に係わる。災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援体制の構築を計画しておくとともに、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整えることを内容とする。			
枝番1	目標	業務継続体制並びに復旧体制の整備		
	主な取組内容	市業務継続計画の更新・確認		
	取組所属	全所属		
枝番2	目標	受援体制の整備		
	主な取組内容	受援体制の策定		
	取組所属	危機管理室		

2 指摘及び意見

(1) 【意見1】（AP1-1）BCPにおける策定チーム及び危機管理室の役割

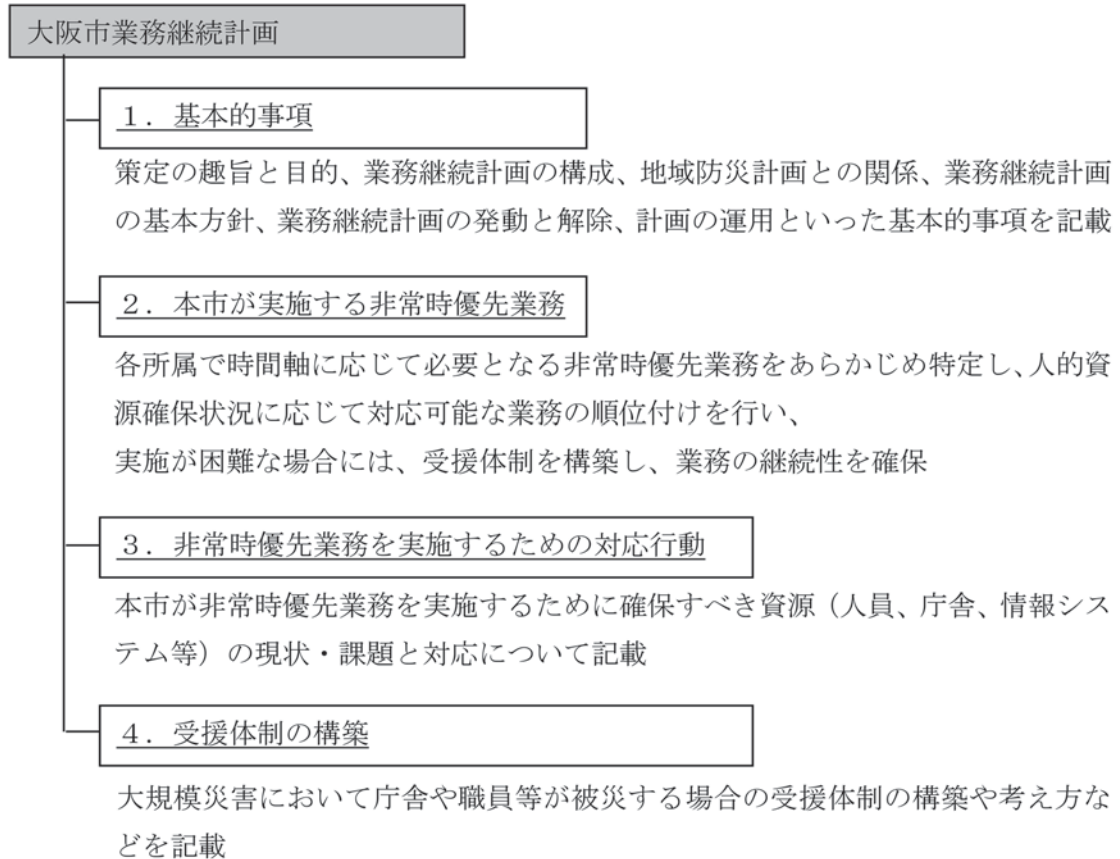
大阪市地域防災アクションプラン策定チーム（以下、「策定チーム」という。）及び危機管理室は、AP1-1（業務継続体制並びに復旧体制の整備）に関して、各所属（部局・区）に対し、現実的な内容での職員参集予測を作成させるとともに、各所属が作成した業務詳細一覧及び職員参集予測を提出させ、その内容を確認した上で適宜フィードバックを行うべきである。

（理由）

ア 大阪市は基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供しており、災害が発生した場合、災害応急対策、復旧対策に加えて、市民生活に不可欠な通常業務の継続実施あるいは早期再開が求められる。このような観点から、大阪市は南海トラフ巨大地震の被害想定を前提として平成28年3月に「大阪市業務継続計画」第1版を策定し、その後複数回の更新を経て、令和4年6月に第2版を策定している。

第2版においては、平成30年の大阪府北部地震、台風21号、令和2年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症などの危機事象での対応を振り返り、危機事象発生時に行うべき業務(「非常時優先業務」)を選別し、参集または確保した職員の人数(参集率)により、さらに優先順位をつけて、どの業務から着手すべきかの視点から改訂が行われている。大阪市業務継続計画の構成は次のとおりである。

【図表 業務継続計画の構成】



(大阪市業務継続計画（第2版）5ページより転載)

なお、地域防災計画と業務継続計画の違いについては、内閣府ガイドラインによって次のとおり整理されている。

地域防災計画と業務継続計画の違い（内閣府ガイドライン）

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	・行政の被災は、特に想定する必要がない。	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする
業務開始目標時間	・必要事項ではない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

上記のとおり、大阪市業務継続計画は、大規模な災害が発生した際に人的・物的資源が低下することを前提に、市民生活への影響が少ない通常業務を一定期間中断し、あらかじめ特定した「非常時優先業務」について、資源制約が伴う条件下における必要な人員を確保するとともに、各業務の実施・再開時期や時間軸ごとに実施すべき業務を取りまとめた計画である。

そのため市の各部局及び各区において、非常時優先業務とその目標着手時期及び必要職員数を記した「各所属別業務詳細一覧」及び実際の職員の参集率の把握、非常時優先業務のマニュアルの作成が求められる。

そして、大阪市業務継続計画の内容を受け、それを充実化させるために、ＡＰ１－１は、市業務継続計画の更新・確認を個別施策とし、各所属に対し進捗管理を求めている。

イ しかしながら、今回、各所属における業務詳細一覧及び職員参集予測を確認する中で、職員参集予測が具体的な被害想定を踏まえて作成されていない所属が散見された。参集予測はグーグルマップによって徒歩、自転車での移動時間を機械的に算出したものであり、徒歩や自転車で参集することのできない障害を有する職員についても、等しく参集予測に含まれているという問題も確認された。

危機管理室は、令和元年５月１３日付で、各所属に対し「大阪市業務継続計画の更新作業の実施について（依頼）」との文書を発出し、職員参集予想の見直しを取り組み事項として示している。各区に対しても同日付で「大阪市業務継続計画の更新作業の実施について（依頼）」との文書を発出し、職員参集予想の見直し及び区業務詳細一覧の見直しを取り組み事項として示している。その中で、【補足説明】と題された文書において、「・職員の移動手段は徒歩（３km/h）または自転車（８km/h）のいずれかとする。」、「・職員が参集に要する時間は、居住地から参集

先までの直線距離ではなく距離（道のり）により積算する。」との考えを示し、同時に配布した「(様式1-1) 職員参集見込み(各課)【局・室、正規職員】」及び「(様式1-1) 職員参集見込み(区役所各課用)【正規職員】」において、いずれも、「○居住地から所属（職場または代替施設）までの距離はグーグルマップ等を利用して算出する。○所属へ参集する場合は、「距離（道のり）」と「移動方法」を記入する。○「移動方法」は、自転車に乗れないまたは自転車を所有していない場合は「徒歩」、自転車の使用が可能な場合は「自転車」を選択することとし、そのいずれの方法にもよらない場合は「その他」を選択する。（徒歩：3 km/h 自転車：8 km/h）」とし、実際に要する参集時間ではなく、一律機械的に参集時間を算出することを求めている。実際、ヒアリングを行った区においては、直近参集者研修により移動時間を実証していないもの以外は、グーグルマップによって徒歩、自転車での移動時間を算出しており、移動時間の実証は行われていない。特に、災害時は、交通規制や災害によって移動に支障が生じ得るほか、津波等による浸水が予測されるために道路や橋などが利用できなくなる可能性もあるが、そのような浸水が予測される区においてもその点を踏まえた算出はされていない。

かかる算出方法は、各所属・各区において、現実と離れた職員参集予測を作成させたものといわざるを得ない。

ウ 危機管理室は、市の災害対策の総合調整を分掌事務とし（大阪市地域防災計画）、大阪市地域防災アクションプラン』の全庁的な推進及び、その進捗管理に関することを役割としているのであるから、各所属の作成した業務詳細一覧、職員参集予測について、その内容を把握し、不適切な箇所があれば訂正を求めたり助言を行ったりすることもその職責のうちに入るといふべきである。しかしながら、今回確認したところによれば、危機管理室は、AP1-1の個別施策シートの提出は受けているものの、各所属の作成した業務詳細一覧、職員参集予測については提出を受けておらず、内容を確認していないとのことであった。

また、「大阪市地域防災アクションプラン策定チーム設置要綱」によれば、策定チームは、「『大阪市地域防災アクションプラン』の全庁的な推進及び、その進捗管理に関すること」を所掌事務としており（同要綱第2条（2））、アクションプラン全体において、その目標設定や実行、進捗管理について責任を負うべき立場にある。

エ 参集予測は、大阪市業務継続計画の重要な一部を構成するものであり、災害の内容や当該職員の属性等に応じた、現実的な予測値の算出が求められるところである。そこで、策定チーム及び危機管理室は、居住地から所属までの道のりから一律機械的に参集時間を計算させるのではなく、現実的な予測値の算出を各所属に求めるとともに、各所属の作成した業務詳細一覧、職員参集予測について、その内容を具体的に確認した上で、不適切な箇所があれば訂正を求め助言を行うべきである。

(2) 【意見2】(AP1-1) 有効なBCPの策定（3Eの視点）

策定チーム及び危機管理室は、非常時優先業務がより現実的なものとなるよう、業務継続計画の検証、改訂を検討されたい。

(理由)

ア 業務詳細一覧はあくまでその時々で必要となる業務とそれに必要な人員数を見積もったのみであって、当該必要人数が確保可能か、逆に、確保可能な人数の範囲内で行うことができる業務のうちどれを優先すべきか、という観点からの優先順位は精査されていない。大阪市業務継続計画（第2.0版）（令和4年6月）では、「所属内で乗り切るために、非常時優先業務のさらなる特定（選択）」を行い、「非常時優先業務のうち、自所属職員が何%の際などを想定した上で、応援対策業務を選定し、応援要請までの準備、手続きを想定した応援要請訓練を各所属で行う」とされており、かかる作業は、適宜行うべきという程度にとどまらず、必須の作業項目である。

イ したがって、非常時優先業務については、所属（及び直近参集者）しか人員がない場合に優先すべき業務、応援の要請が可能な場合に行うべき業務などを選定することを必須項目とし、より詳細な順位付けを事前に行うべきである。

(3) 【意見3】(AP1-1) BCPのための備蓄物資（3Eの視点）

策定チーム及び危機管理室は、大阪市業務継続計画における市職員用の備蓄物資について、宿泊で業務にあたる場合も考慮し、実際に業務を行う体制を担保できるような備蓄を進めるべきである。

(理由)

ア 発災後の大阪市としての業務継続については、業務時間中の発災において業務拠点からの公共交通機関が断絶した場合や、市職員が業務拠点における一時避難が必要となった場合、業務拠点において連日連夜の復旧業務に従事することを余儀なくされるおそれがある。

そのような場合に、市職員がBCPを充実して行うためには、業務拠点において一定の備蓄物資があることが不可欠である。このことは、発災時に周囲との行き来が困難となるATC庁舎に業務拠点のある部局ではより重要となる。

イ 大阪市では、業務拠点ごとに、全職員1日相当分の食料（ビスケット）・飲料水および簡易トイレ（ビニール袋・凝固剤）を備蓄し、職員向け備蓄物資の今後の取り扱いや役割等を記載した、「職員向け備蓄物資の配備に関する確認書」を関係局（危機管理室、人事室、環境局）で共有している。

また、大阪市業務継続計画（2.0版）（令和4年6月）（21ページ）は、「備蓄物資（食料・飲料水、生活用品、消耗品等）」に関する「現状・課題」として「泊まり込みで業務に当たる職員や女性職員の有無等によって必要となる様々な生活用品については、具体的な検討がされていない状況にあり、非常時優先業務の実施においても、必要となる紙やプリンタやコピー機のトナー等の消耗品は、日常的なストックはされているものの、発災時用に特別な備蓄は行っていない。」とされ、「対応」として、「公費により整備する備蓄物資は、個人によっては十分でない場合もあるため、職員個人による備蓄を奨励していく。また、これらの備蓄品でも対応が困難な場合は、応急給水や協定先からの供給等により補うこととし、業務上使用する消耗品やその他の物品等が必要となった場合には、協定先や一般競争入札有資格者名簿登載企業等から調達を行う。」と記載されている。

ウ しかしながら、職員個人による備蓄が必要としても、職員個人が職場において食料や水、トイレ等を自らストックしておくことは、置き場所の問題もあり、それに過度に依存することはできない。市職員が、BCPの実施という公務のために業務拠点に滞在し続けるのであれば、その間の備蓄物資は、できる限り公費で賄うことが原則であるといえる。

また、協定先からの調達についても、交通機関が途絶しているような状態ではスムーズに業務拠点に届くとは思われない。

かかる状況で、業務拠点に配備されている備蓄物資が、1日分の食糧（ビスケット）・飲料水と簡易トイレのみというのであれば、BCPが効率的に実施できないおそれがある。

備蓄の種類についても、「泊まり込みで業務に当たる職員や女性職員の有無等によって必要となる様々な生活用品については、具体的な検討がされていない状況」とのことであるが、少なくとも、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に示された重点11品目の物資のうち、食料以外にも、毛布や生理用品、トイレトペーパーに関して一定の備蓄を行うことを検討すべきである。

エ よって、上記のとおり意見する次第である。

(4) 【意見4】(A P 1－2) 受援シートの有効活用(政策の統合・調整の視点)

策定チーム及び危機管理室は、A P 1－2(受援体制の整備)に関し、全所属に対して、受援シートを有効活用させるように更に指導を行うべきである。

(理由)

ア 大規模災害発生後、庁舎や職員等行政自体が被災することで資源が制限される中、膨大な災害対応を行う必要が生じる。そのような場合、他の地方公共団体に対して応援を求めることとなる。

被災地以外の地方公共団体は、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、災害発生直後から職員の派遣、物資等の提供を行うなどして被災地を支援することとなるが、こうした応援状況に対して、被災市町村側の受け入れ体制が整っていないければ、無用の混乱を生じさせることとなる。

そこで、地方公共団体において、受援体制を整備することが不可欠となり、大阪市業務継続計画では、次の図のような受援体制が予定されている。